参考資料-1　公共事業労務費調査 Q&A

Q１　公共事業労務費調査とは、何のための調査ですか？

Ａ１　・農林水産省及び国土交通省では、公共工事の発注の際の工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金を都道府県別及び職種別に調査し、その調査結果に基づいて「公共工事設計労務単価」を決定しています。この調査を「公共事業労務費調査」といいます。

・この調査は、調査月に調査対象となった公共工事に従事した建設労働者の賃金について、労働基準法に基づく「賃金台帳」から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるもので、昭和 45 年から毎年定期的に実施されています。

・また、技能労働者の雇用環境の改善に向けて、この調査において社会保険加入状況等の実態把握を行います。

Q２　公共工事設計労務単価とは、何ですか？

Ａ２　・公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いる単価であり、公共事業労務費調査の集計結果をもとに決定しています。

・公共工事設計労務単価は、次の①～④で構成されています。

① 基本給相当額

② 基準内手当（当該職種の通常の作業条件又は作業内容の労働に対する手当）

③ 臨時の給与（賞与等）

④ 実物給与（食事の支給等）

Q３　公共工事設計労務単価は、建設労働者への支払い賃金を定めたものですか？

Ａ３　・公共工事設計労務単価は、公共工事の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や、雇用契約における労働者への支払い賃金を拘束するものではありません。

・また、公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものとして設定したものであり、法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は含まれていません。このため、例えば、交通誘導警備員Ａ、Ｂの設計労務単価について、警備会社に必要な諸経費等は含まれていません。

・公共工事の積算において、法定福利費の事業主負担額、研修訓練等に要する費用は、現場管理費に含まれています。

Q４　基準内手当・基準外手当の区分は、どのように決まっているのですか？

Ａ４　・手当の区分に当たっては、名称により判断するのではなく、支給基準や支給実態等により判断してください。

・基準外となる手当は原則として以下の４つに該当する手当です。

① 特殊な労働に対する手当：各職種の労働者について、通常の作業条件又は作業内容を超えた、特殊な労働に対して支払った手当

② 割増賃金の代替としての手当：時間外、休日又は深夜の割増賃金の代替として支払った手当

③ 休業手当：仕事が無いために労働者を休業させた場合に支払った手当
（ただし、悪天候等の不可抗力による作業に対する手当は基準内手当となります）

④ 本来は経費に当たる手当：労働者個人持ちの工具・車両の損料、労働者個人が負担した旅費等、本来は賃金ではなく、経費の負担に該当する手当

・詳細については、P20「7 基準内手当・基準外手当の区分」をご覧ください。

Q５　臨時の給与とは、どういうものですか？

Ａ５　・臨時の給与（臨時の賃金等）となる賃金には、以下のものがあります。

① 賞与（ボーナス･一時金）：定期的（1 年に 1～複数回）又は臨時に支給される賃金で、企業の業績および労働者の勤務成績等に応じて支給され、支給額があらかじめ確定していないもの。

② 臨時に支払われる賃金：労災以外の傷病に対する手当、見舞金等、支給理由の発生が、臨時的かつ突発的なもの。結婚手当、退職手当、忌引手当、出産手当等、その発生が不確定かつ非常にまれであるもの。

③ 上記に準じるもの：1 か月を超える期間の出勤成績、継続勤務等によって支給される精勤手当、勤続手当等。

・記入方法については、P43～44「記入例３－１」をご覧ください。

Q６　実物給与とは、どういうものですか？

Ａ６　・実物給与とは、調査対象者のそれぞれについて、調査の対象となる「賃金計算期間」内に支給した実物給与（通勤用定期券・回数券・食事の支給・住宅の貸与等、通貨以外の物で賃金として支給した物）の賃金とみなされる額をいいます。

・（注意点）

① 残業時の食事の支給は、所定労働時間内の労働に対する賃金ではないので、対象外となります。

② 作業用具、作業被服の支給は、企業整備の一環であり賃金ではないので、対象外となります。

③ 通勤用定期券を１か月を超える期間（3 か月、6 か月等）毎に支給している場合は、１か月当たりの額となります。

④ 振替によって休日を所定労働日扱いとした上で、有給休暇をとった場合は、当該日数を有給休暇日数に含めて計算してください。

・記入方法については、P39～40「記入例１－５」をご覧ください。

Q７　調査票に記入する労働者が事業主の親族である場合はどのような扱いになりますか？

Ａ７　・業務の実態として事業主の指揮命令に従っており、労働時間、賃金の設定基準等が親族以外の他の労働者と同様である場合は、労務費調査の対象となります。

Q８　現場技術者や会社役員は労務費調査の対象となるのですか？

Ａ８　・現場技術者や会社の役員は、調査の対象となりません。
・ただし、会社の役員については、役員としての所得と労働者としての賃金が分離でき、かつ労働者としての賃金の水準が会社で雇用している同職種の他の労働者と特に違わない場合に限り、労働者としての賃金が調査対象となります。
・主任技術者等の現場技術者については、公共工事積算においては、現場管理費の中に含まれています。

Q９　いわゆる「一人親方」は調査対象となりますか？

Ａ９　・請負契約により工事の一部を受注している者は、企業・自営業者・一人親方に関わらず、調査対象です。一人親方の場合、P16 を参考に調査票を作成願います。

Q10　施工体制台帳・体系図に掲載されていない一人親方は、調査対象ですか？

A10　・一定規模以上の下請契約がある場合、元請企業には、工事現場の実態に合った施工体制台帳を作成する責任があります（建設業法第 24 条の 7)。再下請契約を締結して工事を実施している企業や自営業者も同様に施工体制台帳等を作成する必要がありますので、施工体制台帳等に掲載のない一人親方が下請として現場で働いている場合は、施工体制台帳等を修正し、公共事業労務費調査へ参加するよう促すようお願いします。

Q11　見習い、手元等は労務費調査の対象となるのでしょうか？

A11　・見習、手元等の労働者の方については、原則として調査対象外となります。ただし、各職種の作業について補助的業務を主に実施した場合には、技能の保有状況及び肉体的条件と作業内容に応じて「普通作業員」、「軽作業員」又は「トンネル作業員」に分類してください。
・詳細は P18「6 職種の分類」をご覧ください。

Q12　造園関係作業を行うに当たって、その作業の大部分を軽機械の運転により行っていたが、職種分類はどうなるのでしょうか？

A12　・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
・ただし、この原則の例外として、01 特殊作業員以外の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・技能労働者」の作業を行った方は、付随して 01 特殊作業員の作業に従事した場合でも 01 特殊作業員には分類せずに、他の「世話役」、「一般技能労働者」、「世話役・技能労働者」の職種に分類することになります。

・従って、造園関係作業に付随して 01 特殊作業員に該当する軽機械の運転を行った場合であっても、04 造園工に分類してください。
・詳細は P18「6 職種の分類」をご覧ください。

Q13　調査月のほとんどを常圧の（圧気されていない）坑内での作業を行っていたが、圧気されたシールド内における作業も行っていた場合の職種分類はどうなるのでしょうか？

A13　・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
・ただし、この原則の例外として、圧気されたシールド内（圧気されたトンネル工事を含む）において、16 潜かん工又は 17 潜かん世話役に関する作業を調査月に 1 日でも行った方は、16 潜かん工又は 17 潜かん世話役に分類してください。
・詳細は P18「6 職種の分類」をご覧ください。

Q14　冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業とそれに付随する配管作業を行っていたが、主に配管作業を行っていた場合の職種の分類はどうなるのでしょうか？

A14　・職種の分類は、原則として、従事した日数がより長い等の主に従事したと認められる作業に該当する職種へ分類することとしています。
・ただし、この原則の例外として、49 設備機械工に関する冷凍機等の大型重量機器の据付け等の作業に従事した方は、付随する配管作業に主に従事した場合でも、49 設備機械工に分類してください。
・詳細は P18「6 職種の分類」をご覧ください。

Q15　交通費は基準内手当に入るのでしょうか？

A15　・交通費の支給を通勤手当としている場合は基準内手当です。
・通勤定期券を直接渡す場合は、実物給与に該当します。
・ただし、遠隔地の工事等で、労働者個人が立て替え払いした旅費の弁済にあたる手当は、工事費の積算では経費として現場管理費の中に計上されるため、基準外となります。

Q16　週給制の場合の記入はどうなりますか？

A16　・1 か月間（10 月）の所定労働日数に換算して扱ってください。

Q17　残業手当の記入は必要ですか？

A17　・様式－ 1 － 1 の基準外手当の欄へ、時間外・休日・深夜勤務手当（超過勤務、残業手当等）、休業手当、その他に分類した上で記入が必要です。
・時間外の割増賃金の代替として支払った手当は基準外手当となります。
・詳細は P20「7 基準内手当・基準外手当の区分」及び P41「記入例 2-1」をご覧ください。

Q18　不稼働とは、どういう意味ですか？

A18　・悪天候等による会社、現場の判断（欠勤等の自己都合、企業都合による不稼働日数及び発注者による工事中止命令が発令された場合の不稼働日数を除く）により工事が休止となり、かつ作業所や事務所等、他の場所でも仕事が無く、就労しないことを示します。

Q19　9月の賃金について調査対象となるのはどの様な場合ですか？

A19　・9 月の賃金について調査対象となる建設労働者は、10 月の調査対象期間中に労務費調査の調査対象工事に従事せず、9 月の調査対象期間中に労務費調査の調査対象工事に従事し、かつ P8 の表-3-3「職種一覧」うち、○印の 38 職種に該当する建設労働者です。

・9 月の賃金について調査対象となった建設労働者の調査票は、9 月の賃金計算期間 1 カ月のみが対象となります。なお、10 月の賃金について調査対象となった他の建設労働者がいる場合、9 月分と 10 月分の調査票（様式１、２、３及び１－１）は、それぞれ別に作成してください。

・9 月の調査対象期間中に調査対象工事での工事が完了し、10 月の調査対象期間中には工事に従事していなかった下請会社についても、9 月の調査対象期間中に 38 職種の建設労働者が調査対象工事に従事していた場合、調査対象となります。

Q20　様式１の「労働日数」・「所定内」について、月給制のうち、欠勤による給与の差引がある労働者の場合はどのように記載すればよいのでしょうか？

A20　・会社が定めている所定労働日の日数から、1 日の所定労働時間フルに休暇を取った有給休暇日及び欠勤日を除いた日数としてください。

Q21　様式１の「労働日数」・「所定内」について、現場作業以外の就労日数は含めるのでしょうか？

A21　・賃金が現場作業分とそれ以外に分けられる場合は、賃金・日数共に現場作業分のみとしてください。賃金が現場作業分とそれ以外に分けられない場合は、現場作業以外の就労日数を含めてご記入ください。

参考資料－２　お問い合わせ先

調査票の記入内容に関する相談等は、調査対象通知の際にお伝えしております**調査業務委託先の相談窓口へお問い合わせください**ますようお願いいたします。（下記ホームページに掲載しております）

公共事業労務費調査・公共工事設計労務単価について
http：// www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html